

大和市移動支援事業の実施に関する規則及び大和市日中一時支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第27号

大和市移動支援事業の実施に関する規則及び大和市日中一時支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

(大和市移動支援事業の実施に関する規則の一部改正)

第1条 大和市移動支援事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「サービス提供報告書をサービス提供を受けた」を「サービスを提供した」に、「市長に提出する」を「審査システムにより、サービスを提供したこと及びその明細が分かる記録を市長に送信する」に改める。

別表第14号様式の項中「日中一時支援給付費請求書」を「移動支援事業給付費請求書」に改める。

別表第15号様式の項中「日中一時支援給付費明細書」を「移動支援事業給付費明細書」に改める。

(大和市日中一時支援事業の実施に関する規則の一部改正)

第2条 大和市日中一時支援事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「サービス提供報告書をサービス提供を行った」を「サービスを提供した」に、「市長に提出する」を「審査システムにより、サービスを提供したこと及びその明細が分かる記録を市長に送信する」に改める。

別表第13号様式の項中「移動支援給付費請求書」を「日中一時支援給付費請求書」に改める。

別表第14号様式の項中「移動支援給付費明細書」を「日中一時支援給付費明細書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使

用することができる。